【SOM-A-21011】

生産性向上、オンライン業態変革へのITシステム等の導入を支援する

「JMAF 財団ＩＴシステム導入補助金ⓐ」のご案内

JMAF 財団認定監理団体による指定販売事業者の取り扱う共販商材等を対象とします。

JMAF 財団は、優れた IT システム等を導入する際に、その費用の一部を補助する「導入補助金」制度を創出し、企業のオンライン型業態変革、及び生産性向上への取組を支援しています。

商品・システム導入費用の一部を補助するほか、導入商材・システム等の早期企業化をバックアップするため、財団助成金制度を活用した人材育成研修の開講を義務化しています！

新商品・商材・システム導入には、多額の費用を要し、優れた商品・システムであっても導入費用の軽減を図れなければ企業の新事業への取組は助長されません！JMAF 財団は、共同販売事業を所管する認定監理団体と連携し、新商品・新システムを導入する企業を支援するため、購入補助金制度を創出しております。財団制度は面倒な申請手続きがなく、監理団体が代行申請しますので、どなたでも活用できるよう整備されておりますので、お気軽にご相談ください。

活 用 事 例

Case 1

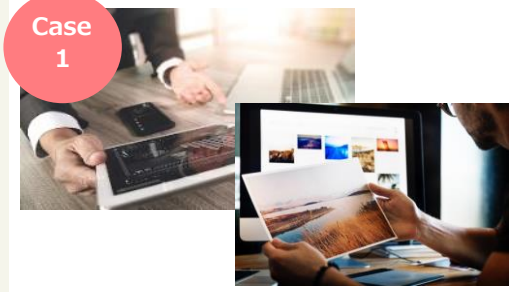

CAD システム購入、WEB サイト、動画 PV 等の初期制作費

Case 2

オンライン営業、販売システム、リモートワーク環境整備に関する設備購入費

「購入補助金制度」活用メリット

1 煩わしい事前申請手続、支給申請手続は、認定監理団体が代行します。

2 企業形態・業種に関わらず、どなたでも利用できます。

3 購入商材等を無駄にしないため、認定監理団体へ指定研修の開講を義務化しています。（財団助成金活用可）

【SOM-A-21011】

財団購入補助金制度の概要

対象事業者	監理団体に所属する組合員・員外事業者（＊別途要件あり）		
補助率	認定商材等価格の 10%～30%		
	＊補助率は認定監理団体に所属する指定事業者等(MJ©系統)にご照会下さい。		
	＊対象となる商材価格の上限は 1,000 万円（税別）としております。		
補助回数	1 年度につき 3 回まで		
対象商品	監理団体に所属する指定事業者が販売する IT システム整備商材等 （例）双方向型 WEB サイト、リモートワーク環境設備、オンライン業態設備		
受給条件	制度利用賦課金＊	60,000 円/年	年会費納付済み組合員は免除
	代理申請事務費	5,000 円	支給額より控除納付
申請手続	指定事業者より交付された「購入証明書」を監理団体へ郵送するだけで面倒な申請手続きはありません。補助金申請は、監理団体が代行します。		
購入商材指定訓練受講	補助金対象商品購入後、対象商材の企業化を早期に図ることを目的として、監理団体が監修する指定訓練の受講を要します。 （JMAF 財団の指定訓練助成金制度を活用できます。）		

＊員外事業者が補助金制度を利用する場合、制度利用賦課金の納付を要します。尚、制度利用賦課金、代理申請事務費は、支給補助金額から控除して納付しますので、直接納付は不要です。
又、補助金支給額が年累計 10 万以下の場合、納付を猶予する特例措置が適用されます。

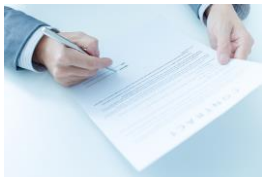

JMAF 財団 IT システム導入補助金制度利用の流れ

商品購入

↓

補助金申込
- 指定事業者の商品等を導入後、制度利用申込書を提出し、購入証明書の発行を受けて下さい。

↓

補助金申請
- 指定事業者が、監理団体へ申込書、購入証明書（副本）を送付します。

↓

申請内容審査
- 申請された内容等について審査します。

↓

通知書の郵送
- 審査の結果、補助が決定したら「補助金交付額決定通知書」を郵送します。

↓

補助金振込
- 購入者の指定する銀行口座へ決定額を振込ます。

統括認定監理団体【(甲) 第 190401 号】

国土交通省関東地方整備局認可(国関整建一産)第393号
Federation of Middle Class General Construction Enterprises' Management Promotion Association
中央建設企業経営振興事業協同組合連合会

支給機関

一般財団法人
全国中小企業等協同組合連合財団
Japan Middle-Class Enterprises Association Federate Foundation

- 本年度実施制度は、JMAF の HP で確認下さい。

JMAF 財団 検索

JMAF 財団補助金支給申請は、監理団体が要件を審査の上、代行して財団へ申請します。
（不正受給防止）